

国土強靱化基本計画の策定と今後の展開

平成26年5月27日
古屋臨時議員提出資料

国土強靱化の取組状況

国土強靱化の取組状況 (基本法施行後)

「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の指針」(平成25年12月17日国土強靱化推進本部決定)において、**目標を明らかにするとともに、「起きてはならない最悪の事態」を設定**



- ・上記指針に基づき、**脆弱性評価を実施**(～平成26年4月)
- ・その際、分析・評価については、**できる限り定量的に実施**
- ・プログラム(※)の達成度や進捗を把握するため**重要業績指標 KPIを設定**



- ・5月末を目途として
「**国土強靱化基本計画**」、
「**国土強靱化アクションプラン2014**」、
「**国土強靱化地域計画策定ガイドライン**」を策定予定



⇒PDCAをスタートし、国土強靱化の本格的な取組の推進段階へ

国土強靱化の基本的な進め方 リスクマネジメントのPDCAサイクル

目標の明確化、主たるリスクの特定・分析



リスクシナリオと影響の分析・評価、脆弱性の特定



脆弱性の分析・評価、課題と対応方策の検討



必要な政策の見直し、対応方策について重点化、優先順位を付けて計画的に実施



結果の評価、全体の取組の見直し・改善

※「プログラム」:「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群

国土強靱化基本計画の概要

- ・法定計画、閣議決定、**概ね5年ごとに見直し**
- ・**国の他の計画の見直し、施策の推進に反映**
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進方針**を記載

国土強靱化アクションプラン2014の概要

- ・国土強靱化推進本部決定、**毎年度策定**
- ・**プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用**
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの**推進計画**(推進方針及びKPI目標値)及び**主要施策**を記載

●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

【理念】

- ①**人命の保護** ②国家・社会の重要な機能が**致命的な障害を受けず維持される**
- ③国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化** ④**迅速な復旧復興**

【基本的な方針等】

- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等

【特に配慮すべき事項】

- オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

●プログラムの推進計画(例)

起きてはならない最悪の事態の例	推進計画の例	重要業績指標(KPI)の例
大規模津波等による多数の死者発生	・ハード対策の着実な推進とソフト対策を組み合わせた対策の推進	【国交・農水】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 約31%(H24)→約66%(H28) 【国交・農水】最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合 14%(H24)→100%(H28)
サプライチェーンの寸断等による企業の国際競争力低下	・サプライチェーンを確保するための企業ごと・企業連携型BCPの策定	【内閣府】大企業及び中堅企業のBCPの策定割合 大企業: 45.8%(H23)→ほぼ100%(H32) 中堅企業: 20.8%(H23)→50%(H32)

●国土強靱化の推進方針(第3章)～施策分野ごとの推進方針～

- (例)【産業構造分野】・企業連携型BCP/BCMの構築促進 等
- 【交通・物流分野】・交通・物流施設の耐災害性の向上 等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、**それ以前においても必要に応じて所要の変更**
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を**毎年度の国土強靱化アクションプラン**として**推進本部が策定**。
- 重点化すべき15プログラム**を重点的に推進

国土強靱化地域計画策定ガイドライン(案)

- ・都道府県・市町村による**国土強靱化地域計画の円滑な策定に向けた指針**として作成
- ・地方においても、目標の明確化、リスクの特定、脆弱性評価、対応方策の検討、**重点化・優先順位付け**など、国の基本計画策定プロセスを踏襲して地域計画を策定し、**PDCAサイクルを回しながら効率的・効果的に国土強靱化施策を推進**するよう解説

国土強靱化の今後の展開

(6月以降)

基本計画等の推進

1. 基本計画・アクションプランの推進

- 国の他の計画の見直し、重点化を踏まえた施策の推進
 - PDCAサイクルを回しながら、プログラムを構成する施策を府省庁横断的に見直し、毎年度アクションプランを策定・予算要求。(KPIも随時見直し)
- ⇒ これらを踏まえ国土強靱化の取組をスパイラルアップ

2. 脆弱性評価の進化に向けた検討

- 地方公共団体・民間事業者が独自に行っている取組の反映
 - 災害の個別事象をリスクとして特定化・地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等を考慮したリスクシナリオの設定
- ⇒ 脆弱性評価の精度の向上・・・実施すべき施策をより明確に

→ 基本計画については概ね5年ごとに計画内容の見直しを行うとともに、それ以前においても必要に応じ所要の変更を加えるなど、計画の不断の見直し

地域の取組の促進

○地域計画の策定支援

- ・地域計画策定ガイドラインの周知
- ・地域計画策定モデル調査の実施

⇒ 国土強靱化地域計画の早期策定を促す

民間の取組の促進等

○ 基本計画に示された指針等を踏まえ、国土強靱化に資する民間投資の環境整備に向けた検討、国内外への広報活動の実施 等



国、地方、民間が一体となって、国土強靱化を強力に推進

参考

【参考】45のプログラムと15の重点化すべきプログラム

※黄色マーカー: 15の重点化すべきプログラム関係

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態	事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1) 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		1-2) 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災			5-2) 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		1-3) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生			5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		1-4) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水			5-4) 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		1-5) 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態			5-5) 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止
		1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生			5-6) 複数空港の同時被災
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生			6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止
		2-3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶			6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態
		2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足			6-5) 異常湧水等により用水の供給の途絶
		2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
		2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生			
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1) 市街地での大規模火災の発生
		3-2) 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発			7-2) 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		3-3) 首都圏での中央官庁機能の機能不全			7-3) 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		3-4) 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下			7-4) ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-5) 有害物質の大規模拡散・流出
		4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態			7-6) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			7-7) 風評被害等による国家経済等への甚大な影響
					8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-3) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-4) 新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
					8-5) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【参考】脆弱性評価と基本計画・アクションプランの関係

国土強靱化基本計画

- ・法定計画、閣議決定、概ね5年ごとに見直し
- ・国の他の計画の見直し、施策の推進に反映
- ・施策分野ごと及び最悪の事態を回避するプログラムごとの推進方針を記載

国土強靱化アクションプラン2014

- ・国土強靱化推進本部決定、毎年度策定
- ・プログラムの進捗管理、毎年度の施策の検討に活用
- ・最悪の事態を回避するプログラムごとの推進計画(KPI目標値を含む)及び主要施策を記載

事前に備えるべき8の目標	45の起きてはならない最悪の事態	個別施策分野(12分野)			事態を回避するためのプログラムの推進方針	重要業績指標(KPI)目標値
		①行政機能/警察消防等	②住宅・都市	...		
1. 最大限の人命保護	1-1. 建物・交通施設等の大規模倒壊等による死傷者発生	3次元地理空間情報等を活用した...	...		○住宅・建築物等の耐震化について、老朽化マンションの建替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細かな対策を推進する... ○ ○学校施設の耐震化(つり天井等の非構造部材、ライフラインを含む)の早期完了(国公立学校施設については平成27年度まで、私立学校施設に...)	【国交】住宅・建築物の耐震化率... ...
	1-2. 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		
	1-3. ...	関係府省庁が取り組む施策				
2. 迅速な救助・救急、医療活動等	2-1. 被災地での食料等の物資供給の長期停止	...			○ ○ ○
	2-2.			
3.

プログラムごとの脆弱性評価

起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組み



個別施策分野等の推進方針

- 首都直下地震をはじめとした大規模自然災害発生時においても政府中枢機能等を維持するため...
- 応急対応に不可欠な広域防災拠点等の確保や災害対応に資する情報収集・提供...
- [リスクコミュニケーション] ○...
- [老朽化対策] ○...
- [研究開発] ○...

国土強靱化基本計画
(概ね5年ごとに見直し)

国土強靱化アクションプラン2014
{ 年度ごとに見直し以降2015、2016... }

プログラム推進のための主要施策
各プログラムで必要な施策の重複を排除し、施策分野ごとに整理

【参考】国土強靱化地域計画策定ガイドライン(案) 目次

はじめに

I 国土強靱化とは

1. 国土強靱化の理念
2. 国土強靱化を推進する上での基本的な方針等
3. 防災との違い
4. 基本的な進め方
5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ
6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

II 国土強靱化地域計画(地域強靱化計画)とは

1. 地域強靱化計画の位置付け
2. 基本計画との関係
3. 地域強靱化計画において定める内容
4. 策定主体
5. 計画の対象とする区域と取組
6. 他の計画との関係
7. 地方公共団体の地域強靱化計画間の調和について
8. 地域強靱化を計画的に推進する3つの主なメリット
9. 地域強靱化計画策定のスタンス

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築
2. 基本的な進め方
 - [STEP1] 地域を強靱化する上での目標の明確化
 - [STEP2] リスクシナリオ(最悪の事態)、強靱化施策分野の設定
 - [STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - [STEP4] リスクへの対応方策の検討
 - [STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

IV 計画の進捗管理推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し
2. 計画の進捗管理
3. 計画の不断の見直し

V 国への相談等

第1章 国土強靱化の基本的考え方

4 特に配慮すべき事項

(民間投資の促進)

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進する必要がある。また、国、地方公共団体の財政が逼(ひっ)迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入(以下「民間の投資」という。)を促進する必要がある。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野における多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、民間事業者の災害対応力の向上等を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。

さらに、民間の投資の促進は、全国的な取組として広く展開されることも重要であり、地方公共団体はその重要性を理解し、地域の民間事業者と双方向でコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。